

食品安全委員会第955回会合議事録

1. 日時 令和6年9月17日（火） 14:00～14:17

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 2品目

(消費者庁からの説明)

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP51291) (食品)

(農林水産省からの説明)

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP51291) (飼料)

(2) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和7年度）（案）について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、祖父江委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、今井評価情報分析官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP51291) (食品)>

資料1-2 食品健康影響評価について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP51291) (飼料)>

資料2 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和7年度）（案）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第955回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は5名の委員が出席です。

また、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第955回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は3点ございます。

資料1-1及び1-2が遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP51291)」に係る消費者庁及び農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料2が「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和7年度）（案）」。

以上でございます。

不足はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関

からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1及び1-2にありますとおり、内閣総理大臣及び農林水産大臣から9月10日付で遺伝子組換え食品等2品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 資料1-1を御覧ください。このたび食品健康影響評価を依頼する品目は、「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP51291)」でございます。

次に、評価依頼品目と付与される形質の概要でございますが、2.と3.を御覧ください。本品目は、トウモロコシのデント種PHR03系統を既存品種として、コウチュウ目害虫への抵抗性と除草剤グルホシネートに対する耐性を付与したものでございます。

コウチュウ目害虫への抵抗性の付与については、細菌類である、*Pseudomonas*属由来の*ipd072Aa*遺伝子を導入して、IPD072Aaタンパク質を発現させることにより殺虫活性を示すものでございます。除草剤グルホシネート耐性の付与については、放線菌である*Streptomyces*属由来の*pat*遺伝子の導入を行って、PATタンパク質を発現させ、除草剤グルホシネートの活性体をアセチル化することにより無毒化するものでございます。

本トウモロコシの特徴でございますが、調理方法及び加工方法の面で従来のトウモロコシと変わりません。

また、海外の状況でございますが、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおいて食品の利用承認等がされております。EUにおいては利用申請中でございます。

今後の方針でございますが、食品安全委員会からの食品健康影響評価によって問題ないとの結果が得られた場合は、官報公告等の手続を進めさせていただき予定でございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 農林水産省飼料安全・薬事室の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1-2を御覧いただけたらと思います。当省から評価をお願いいたしますのは、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP51291)でございま

す。

2 ページ目を御覧いただけたらと思います。本申請品目の概要につきましては、先ほど消費者庁から御説明がありましたとおりでございます。

本品目の飼料としての利用目的及び利用方法につきましては、従来のトウモロコシと相違ございません。

海外の状況としましては、食品と同様に資料に記載されているカナダに加え、米国においても飼料として既に承認を受けております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、公表等の手続を進める予定でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

野坂室長、古川室長、どうもありがとうございました。

(2) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和7年度） （案）について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和7年度）（案）について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の祖父江委員から説明をお願いいたします。

○祖父江委員 では、祖父江から説明します。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(令和7年度)(案)については、8月20日に開催しました令和6年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会で審議をし、資料2のとおり取りまとめました。

資料2を御覧になってください。令和7年度の優先実施課題案は、本年6月に改正した新たなロードマップの下で策定をした初めてのものになります。

ページをめくって2ページ目ですけれども、中段辺りに四角囲みがあります。ロードマップに位置づけられた研究・調査課題として、新たな3つの課題、すなわち(1)新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積、

(2) 健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築、(3) 食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備、この3つに沿ったものとなっています。

具体的には、研究課題、調査課題について昨年度から幾つか変更点がありますけれども、例えば3ページ目の上段にあります有機フッ素化合物(PFAS)については、6月に策定し、公表しております評価書の内容を踏まえて、具体的な項目を設けております。

それから、6ページ目に進んでいただいて、Ⅲの食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠というものについては、令和6年度分から設けておりますけれども、令和7年度においても引き続き実施することにしております。

それでは、詳細は事務局の方からお願いします。

○井本評価第一課長 それでは、事務局より御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。右上に別添と書いてある食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(令和7年度)(案)でございます。

冒頭の部分に3段落にわたって経緯及び趣旨が記載されてございますので、こちらを御参照ください。

食品安全委員会は、10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定しつつ、来る5年の間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明確にするためにロードマップを策定し、食品健康影響評価技術研究事業及び食品安全確保総合調査事業を計画的・戦略的に推進しております。本年6月25日には、これまでの研究事業、調査事業の実績とそこから挙げられた課題を踏まえて、今後の新たな方向性を示すロードマップの改正を行いました。

令和7年度においては、改正したロードマップを踏まえ、研究事業につきましては、今後、具体的に実施が見込まれる食品健康影響評価の内容等を踏まえ、その的確な評価を確保する観点から特に重要と考えられる最新の科学的知見の収集・体系化及び評価方法の確立・改良を図るため、以下のI-1からI-3の課題を優先して実施するとともに、当該資料の7ページに飛びますけれども、当該資料の最終ページに示しております別表に掲げる課題につきましては、今年度より継続して来年度も実施する予定でございます。

2ページ目に戻っていただきまして、冒頭概要2段落目の続きからになりますけれども、調査事業につきましては、研究事業との連携を図りつつ、食品健康影響評価に資する国内外の情報収集等について、以下のI-1からI-3の課題を優先して実施することとしております。

なお、令和6年度から開始しました食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠を引き続き実施していくこととしております。

ページ中ほど、先ほど委員よりも御指摘がありましたけれども、I、ロードマップに位置づけられた研究・調査課題の枠の中を見ていただければと思います。冒頭概要で御紹介させていただきましたとおり、ロードマップにおきましては、研究・調査の方向性として、(1)から(3)の3つの柱に焦点を当てて研究・調査を実施することとしております。

この3つの柱を中心に優先課題の案を今回部会にて取りまとめていただきましたので、以下順番に御説明させていただきます。

同じく2ページ下の方を御覧ください。1つ目の柱でございますI-1、新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積につきましては、研究事業としては(1)食品中の化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究を予定してございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページ中ほどからになりますけれども、調査事業につきましては、アレルギーを含む食品のファクトシートのための科学的知見の収集等に関する調査、(2)といたしまして農薬の再評価に係る諸外国の状況調査、(3)としまして食品添加物のリスク評価に係る諸外国の状況調査の3つの分野を予定してございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目の初めからになります。2つ目の柱でございますI-2、健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築につきましては、研究事業としては(1)から(6)までの6つの研究分野を想定してございます。具体的には(1)食品中の化学物質・汚染物質の健康影響発現メカニズムと新たな評価系に関する研究、(2)残留農薬の遺伝毒性の評価方法に関する研究、(3)食品により媒介される微生物等の特性及びその健康影響に関する研究、(4)食品分野における食経験の乏しい食品等のリスク評価の手法の研究、(5)新たなアプローチによる評価方法(NAMs)に関する研究、次のページに行ってくださいまして、(6)ベンチマークドーズ法をリスク評価へ活用する研究となります。

調査事業としましては、(1)新たなアプローチによる評価方法(NAMs)のコミュニケーション等に関する調査を予定してございます。

引き続き、3つ目の柱であるI-3、食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備につきましては、研究事業としては、(1)ばく露量推定の精緻化に関する研究を予定してございます。

調査事業としては、(1)ばく露量推定の精緻化に関する方法論及び活用実態の調査、(2)効果的なリスクコミュニケーションの基盤となる食品安全に対する認知・関心の動向把握に関する調査の2つを予定してございます。

以上が3つの柱に基づいた具体的な課題案となります。

ページをおめくりいただきまして、6ページ、II、その他の研究・調査課題を設けてございます。

(1)につきましては、例年設定しているものでございますが、3つの柱の研究課題以外で食品健康影響評価に関する研究について幅広く研究者から提案を求めまして、その中からリスク評価に有用な研究課題がございましたら、それを採用し、研究いただくものとなっております。

(2)につきましては、緊急的にかつ必要だと認められた課題が生じた場合に公募・入札公告を行うことを想定したものとなります。

最後にⅢ、食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠でございます。こちらにつきましては、令和6年度から新たに設置されたものでございますが、7年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

令和6年度からの改善点といたしましては、若手枠の運用に係る留意事項としまして、※2を今回設定してございます。令和6年度分の公募に際しては、若手研究者に該当しない者が分担研究者となることが可能かどうかを明示していなかったことから、令和7年度からは、研究者の配分を受けられる者、すなわち主任研究者及び分担研究者には若手研究者しかねないことを明記することにより、当該枠の趣旨の明確化を図ることとしてございます。

以上が令和7年度の優先実施課題の案でございます。

優先実施課題案につきましてお認めいただいた場合には、研究課題につきましては9月から10月にかけての公募実施に向け、手続を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

いいですか。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。

(3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、9月24日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第955回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。